

新	旧	備考欄
第 4 章 役員および評議員 第 1 2 条 (役員) 本会に以下の役員 <u>(削除)</u> を置く。 1) 会長 : 1 名 2) 副会長: 2 名以内 3) 理事 : 5 名以上 1 0 名以内 4) 監事 : <u>1 名以上</u> <u>(削除)</u> 第 1 3 条 (役員 <u>(削除)</u> の選任) 会長は、理事会において指名され、通常総会において承認される。副会長は会長によって推薦され、理事会において承認される。理事および監事は、所定の方法によって正会員の中から正会員の直接選挙によって選ばれる。ただし、役員に欠員が生じた場合は、後任をおくことができる。後任は理事会によって推薦され、総会で承認される。<u>(削除)</u> 第 1 4 条 (役員任務) 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、理事会 <u>(削除)</u> および通常総会を招集し、理事会 <u>(削除)</u> においてはその議長を務める。副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。理事は会長および副会長を補佐し、会務を実行する。監事は会計などの重要会務を監査する。監事には監査完了後に謝礼金を学会よりお支払いする。報酬額は理事会にて決定する。<u>(削除)</u> 第 1 5 条 (役員任期) それぞれの役員の任期は承認された通常総会から 2 年間とし、再任を妨げない。 <u>(削除)</u> 役員に欠員が生じたときは第 1 3 条の手続きに従って後任を選出することができる。後任の任期は当該任期の残余期間とする。 第 6 章 学会賞 第 1 9 条 (学会賞規定) 学会賞の授与は別途<u>定める</u>学会賞規定にもとづいて実施される。 付則 1. 本会則は 2 0 1 4 年 4 月 1 日から施行する。 2. 本会則は 2 0 2 1 年 9 月 1 日から施行する。 3. 本会則は 2 0 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。 4. 本会則は 2 0 2 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>5. 本会則は 2 0 2 6 年 6 月 27 日から施行する。</u>	第 4 章 役員および評議員 第 1 2 条 (役員) 本会に以下の役員<u>および評議員</u>を置く。 1) 会長 : 1 名 2) 副会長: 2 名以内 3) 理事 : 5 名以上 1 0 名以内 4) 監事 : <u>2 名</u> 5) 評議員: <u>5 名以上 1 0 名以内</u> 第 1 3 条 (役員および評議員の選任) 会長は、理事会において指名され、通常総会において承認される。副会長は会長によって推薦され、理事会において承認される。理事および監事は、所定の方法によって正会員の中から正会員の直接選挙によって選ばれる。ただし、役員に欠員が生じた場合は、後任をおくことができる。後任は理事会によって推薦され、総会で承認される。<u>評議員は理事会において推薦され、会長によって委嘱される。</u> 第 1 4 条 (役員任務) 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、理事会、<u>評議員会</u>および通常総会を招集し、理事会<u>および評議員会</u>においてはその議長を務める。副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。理事は会長および副会長を補佐し、会務を実行する。監事は会計などの重要会務を監査する。監事には監査完了後に謝礼金を学会よりお支払いする。報酬額は理事会にて決定する。<u>評議員は会長の諮問に応じて評議員会を開き、意見を答申する。</u> 第 1 5 条 (役員任期) それぞれの役員の任期は承認された通常総会から 2 年間とし、再任を妨げない。 <u>ただし、連続した任期は 4 年までとする。</u>役員に欠員が生じたときは第 1 3 条の手続きに従って後任を選出することができる。後任の任期は当該任期の残余期間とする。 第 6 章 学会賞 第 1 9 条 (学会賞規定) 学会賞の授与は別途<u>定められた</u>学会賞規定にもとづいて実施される。 付則 1. 本会則は 2 0 1 4 年 4 月 1 日から施行する。 2. 本会則は 2 0 2 1 年 9 月 1 日から施行する。 3. 本会則は 2 0 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。 4. 本会則は 2 0 2 6 年 4 月 1 日から施行する。	評議員に関する項目を削除 人数の変更 評議員に関する項目を削除 評議員に関する項目を削除 評議員会および評議員に関する項目を削除 連続任期に関する文章を削除 文言の変更 追加

細則 1. <u>(削除)</u> 本部は以下に置く。 住所：〒279-0013 千葉県浦安市日の出 6 丁目 8 順天堂大学<u>大学院健康データサイエンス研究科</u> 水野研究室内 E-mail：jsdss（at）jsdss.org 2. <u>学生・ジュニア会員</u>は<u>学生証や生徒証明書（生徒手帳）等の在学を証明する書類を提示し</u>、学生であることを証明しなければならない。 3. 会長候補者は 5 名以上の正会員の推薦がなければならない。 <u>(削除)</u>	細則 1. <u>第 3 期（令和 5 年 4 月 1 日～）の</u>本部は以下に置く。 住所：〒279-0013 千葉県浦安市日の出 6 丁目 8 順天堂大学<u>健康データサイエンス学部</u> 水野研究室内 E-mail：jsdss（at）jsdss.org 2. <u>学生会員</u>は指導教官の推薦など学生であることを証明しなければならない。 3. 会長候補者は 5 名以上の正会員の推薦がなければならない。 4. 理事および監事の選挙は通常総会の 1 ヶ月前までに実施されなければならない。 5. 理事および監事の改選は毎年、約半数ずつ行なわれる。 6. 役員は任期終了後、2 年経過した時点で、再びその役員の被選挙権を得る。 7. 第 1 期の会長の任期は平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年の通常総会までとする。 8. 第 2 期の会長の推薦は平成 2 8 年の通常総会 2 ヶ月以前に行なわれなければならない。	期の記載を削除 会長の所属変更に伴う変更 会員種別変更に伴う変更、修正 削除
---	--	--